

保税地域の許可期間更新申請に係る柔軟な対応について

横浜税関では税関手続きの柔軟な対応について取り組んでおり、事業者様等からの改善要望など、法令・通達等の趣旨を踏まえ、可能な限り税関手続きについて柔軟な対応を進め、事業者様の利便性の向上について検討の上、対応することとしております。

当関では、保税地域の許可期間更新時に関係書類として事業報告書、利用見込表等の提出を求めておりますが、令和3年1月1日提出分より、これらの提出書類については、原則提出省略といたします。（更新申請書、誓約書、役員及び主要従業員に係る電磁的記録媒体については提出必須。）

ただし、保税地域の許可期間更新申請において、保税地域許可要件の審査に当たり、関係書類を提出又は提示頂く場合には、事前に、保税地域を管轄している税関官署より各保税地域担当者宛ご連絡することとしますので、ご承知置き下さい。

（注）本通知は、通達に沿って柔軟に対応するものであり、すべての関係書類を提出省略するということではございません。

【お問い合わせ先】

横浜税関監視部保税許可部門

電話：045-212-6122